

福祉

児童手当該当者は申請を!

児童手当のしくみ 支給対象

児童手当は、義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している方に支給されます。

ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。支給資格のある方で、まだ申請をしていない方は、必ず申請しましょう。（出生・転入の場合は、15日以内に申請を）

- 印鑑
- 振込口座（郵便局以外）
- 年金加入証明書（国民年金

加入者以外）

○平成15年1月1日に松前町に住所がなかった方は、前住所地の所得証明書（市町村長が発行する平成15年度のもの。）

申請場所

役場福祉課児童福祉係
※公務員の方は、勤務先で申請してください。

児童手当 こんな時には 届け出を!

○児童が増えたとき

出生などの事由により支給対象となる児童が増えたときには、「児童手当額改定請求書」を提出してください。

○他の市町村に住所が変わるとき

児童手当の受給資格が消滅するため、役場に「児童手当受給事由消滅届」を、新住所に「児童手当認定請求書」を提出してください。

○特例給付の受給者が退職したとき

サラリーマンなどで、会社をやめた場合には、所得制限により特例給付が受けられなくなり、「児童手当受給事由消滅届」を提出してください。

提出先

役場福祉課児童福祉係

児童手当現況届

児童手当を受けている方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなり、ご注意ください。該当者には6月初めにお知らせします。

現況届に必要な添付書類

- 年金加入証明書（国民年金加入者以外）
- 平成15年1月1日に松前町に住所がなかった方は、前住所地の所得証明書（市町村長が発行する平成15年度のもの。）

問い合わせ

役場福祉課児童福祉係

☎985-4114

生活環境

平成15年度 し尿汲み取り業者

松前町が許可している業者は次のとおりです。業者への依頼は一週間程度の余裕を持つて、電話などで直接業者に連絡してください。

収集許可業者

大塚衛生設備（宗意原）
大塚サヨ子
☎984-1925

瀬戸衛生社（筒井）
加納 崇恵
☎984-5134

第一衛生社（筒井）
加納 祥恵
☎984-1169

松前衛生社（北黒田）
永井 高司
☎984-7981

合併協議会及び小委員会の 開催・傍聴のお知らせ

第6回合併協議会

日時 6月19日（木）
14時～

場所 松前町庁舎3階
大会議室

第6回新市の事務所の位置検討小委員会

日時 6月7日（土）
14時～

場所 中山町
農業総合センター

第2回議員定数等検討小委員会

日時 6月4日（水）
14時～

場所 松前町庁舎6階
委員会室

第1回新市の名称選挙小委員会

日時 6月7日（土）
13時～

場所 中山町
農業総合センター

伊予地区合併協議会

☎982-4192

問い合わせ

伊予地区合併協議会

☎982-4192